

消費者庁製品事故情報検討会
及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会
令和元年度第1回合同会議
議事要旨

1. 日時 令和元年6月21日（金） 14：00～16：00
2. 場所 経済産業省別館11階1111会議室
3. 出席者
(消費者庁製品事故情報検討会)
越山議長代理、飯野委員、小坂委員、横矢委員
(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)
升田議長、青柳委員、伊藤委員、河津委員、倉貫委員、関委員、田辺委員、新倉委員、
唯根委員

欠席者
(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会) 佐々木委員

(事務局)
消費者庁
石橋消費者安全課企画官、鈴木消費者安全課政策企画専門官
経済産業省
米田大臣官房審議官、原製品安全課長、大澤製品事故対策室長、
橋爪製品事故対策室室長補佐

(注) 合同会議の庶務は、消費者庁と経済産業省が合同で行う。

4. 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 報告事項
重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について
 - イ 審議事項
 - 1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について
 - 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
 - 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について
 - (3) 閉会

5. 議事概要

- ・合同会議申合せ（資料2）の変更については、了承。
 - ・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。
- ア 重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について
- ・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明。
 - 委員から意見等はなかった。

イー１ 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

- ・資料４－（１）及び資料４－（２）に沿って、案件ごとに消費者庁より説明。

委員から意見等はなかった。

イー２ 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

- ・資料５－（１）、資料５－（２）及び資料５－（３）に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

焼損した製品の調査依頼は、誰が行っているのか。消防か、それとも所有者か。

経済産業省

通常は、重大製品事故の報告スキームを通じて、メーカーが事故を認識した時点で国へ報告し、その報告を踏まえて、経済産業省からNITEに事故調査を指示する。NITEは事故調査に当たって消防にコンタクトし、合同調査ができれば実施し、既に消防による調査が終了していた場合には消防から開示いただく情報をもとに調査する。消防が事故品を確保し、メーカー、NITEに合同調査の対応を依頼することも多い。

委員

これまで調査されたエアコン室外機の中で、外部延焼が原因ではなかった事案はあったのか。その場合、電氣的な要因で発生しているのか。

経済産業省

エアコン室外機の事故のうち、火元と判断されたものが約３割あり、そのうちの大多数が製品起因又は経年劣化と考えられるものであった。それ以外では施工不良が原因で室外機から出火したと考えられるものであった。なお、製品起因と判断された事案としては、リコール事象のハンダ割れが発生していたものなどである。

委員

A201800244（抱っこひも）について、ダミー人形を使用した事故検証の結果、落下は再現されなかったとのことだが、報告時点で「SBS」（Shaken Baby Syndrome：乳幼児揺さぶられ症候群）によるものではないとの確認がとれているのか。事故の再現が出来ず、それでは原因は何なのかといった場合、窓口のところできちんとその確認をとっているのか。

また、「抱っこひもからの脱落である。」との医師の診断書のようなものはあるのか。

経済産業省

本件は被害にあわれた方が直接メーカーに連絡を取られている。メーカーは事故があったことを認識し、被害者の方の申出を取りまとめて消費生活用製品安全法に基づき消費者庁に報告された。

重大製品事故の要件を満たしているかの判断の際、医師の診断書等で治療期間を確認する必要があるが、本件は原因について診断書には記載されていなかった。

委員

医師は「骨折した」という事実関係は記載するが、その前段の「抱っこひもからの落下による」などの原因はほとんど記載しないと思われる。

本件は重大製品事故として原因究明した結果、「ダミー人形は落下せず原因不明」となっているが、事故原因を判断するにあたり、どのような経緯で事故報告に至ったかを確認した。

委員

A201700674（電動車いす（ハンドル形））について、おそらく踏切に入ってしまい、被害者の方が強くアクセルレバーを握った結果、電動車いすが進まなくなり事故に至った可能性があるとの説明があった。

説明のあったとおり、普通は強くアクセルレバーを握った場合、自転車の癖がついているため止まることを期待して無意識に身体が反応していると思われるが、今回のように強く握った時に動くことが求められるケースもあるということか。

電動車いすに乗車したことがあるが、ブレーキの位置が遠くて使いにくく、使う人はほとんどいないと思われる。確かハンドルを離すと減速する。まるで自転車のブレーキのようであるが実際はアクセルレバーという構造自体に問題があるのではないかと感じる。

経済産業省

この機能があることで事故に至らなかったケースもあると考えられる。

委員

おそらくご高齢の方は、アクセルレバーを握るのは難しいと思われる。そのため、少しの力で動く必要があることは理解するが、その構造が事故を招いているように思える。こんろも同様であるが、昔はつまみ式が主流で、押し下げ式の操作ボタンのような便利な点火方法はなかった。また、今、自動車のブレーキとアクセルの踏み間違いも運転しやすくなったた

めに発生しているものであり、マニュアルシフトなら起こらない問題である。使いやすさを追求するあまり、事故に至っている気がする。

議長

ご指摘の点も含め、ここで今、決めることはできないが、情報は全て関係者へ伝わるようになっている。業界もあるので、いろいろ試行錯誤しながら検討は進むと思う。ご指摘のように、昔に比べればいろいろな改善も施されていることから、推移を見つつ、今後もいろいろ注視いただきたい。

経済産業省

先生のご指摘は、メーカーに伝えさせていただく。

イー３ 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

・資料６に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

A201700268、A201800025（エアコン）に関連し、エアコン洗浄液がエアコンの基盤に付着してトラッキングを起こすということであるが、エアコン側で基盤を防水加工すれば防止できるのではないかな。

経済産業省

ご指摘のとおりである。そのようなところを含め、エアコンメーカーと洗浄液メーカー双方と対話しているところである。

委員

A201700820（電気掃除機）について、最近、コードレスの掃除機以外にもこういう充電式のコードレス商品が急速に増加しており、ACアダプターとの兼ね合いや接続部などの問題を指摘されているので、いろいろな製品で注視いただきたい。消費者側の手入れや充電器の保管などの注意喚起も必要になってくる。

経済産業省

ご指摘のとおりである。引き続き、いろいろとお知恵をいただきたい。

——了——